○環境省告示第十一号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年三月二十四日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
（*E*）－１－[（６－クロロ－３－ピリジル）メチル]－*N*－ニトロイミダゾリジン－２－イミン（別名イミダクロプリド）	0.15mg／l
（略）	
ジメチルテトラクロロテレフタラート（別名クロルタールジメチル）	0.002mg／l
（略）	
エチル*N*－{[{[（２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチルベンゾフラン－７－イル）オキシ]カルボニル}（メチル）アミノ]チオ}－*N*－イソプロピル－β－アラニナート（別名ベンフラカルブ）	ベンフラカルブとして0.023mg／l、且つ、２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチルベンゾフラン－７－イルメチルカルバマート（別名カルボフラン）として0.00039mg／l
１－（３－クロロ－４，５，６，７－テトラヒドロピラゾロ［1，５－*a*］ピリジン－２－イル）－５－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－１*H*－ピラゾール－４－カルボニトリル（別名シクロピラニル）	0.1mg／l
３－（４－クロロ－２，６－ジメチルフェニル）－８－メトキシ－１－メチル－２－オキソ－１，８－ジアザスピロ［4．5］デカ－３－エン－４－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	0.12mg／l

改正前

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
１－（６－クロロ－３－ピリジルメチル）－N－ニトロイミダゾリジン－２－イリデンアミン（別名イミダクロプリド）	0.15mg／l
（略）	
ジメチル＝テトラクロロテレフタラート（別名クロルタールジメチル）	0.02mg／l
（略）	
エチル*N*－{[{[（２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチルベンゾフラン－７－イル）オキシ]カルボニル}（メチル）アミノ]チオ}－*N*－イソプロピル－β－アラニナート（別名ベンフラカルブ）	ベンフラカルブとして0.023mg／l、且つ、２，３－ジヒドロ－２，２－ジメチルベンゾフラン－７－イルメチルカルバマート（別名カルボフラン）として0.00039mg／l
（新設）	
（新設）	